

### 3. NIPPON DATA80/90 実行ワーキンググループ報告 NIPPON DATA90 の 29 年追跡の状況

ND80/90/2010 追跡委員会

研究分担者 喜多 義邦 (敦賀市立看護大学看護学部看護学科 教授)  
研究分担者 早川 岳人 (立命館大学衣笠総合研究機構地域健康社会学研究センター 教授)  
研究分担者 門田 文 (滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門 准教授)  
研究協力者 近藤 慶子 (滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門 助教)  
研究分担者 奥田奈賀子 (人間総合科学大学人間科学部健康栄養学科 教授)  
研究協力者 鈴木 春満 (和歌山県立医科大学医学部衛生学講座 助教)  
研究代表者 三浦 克之 (滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門 教授)

#### 【研究の目的】

平成 2 年 (1990 年) に循環器疾患基礎調査を受診した人達の追跡調査は NIPPON DATA90 と呼称されているが、具体的には 5 年ごとに住民基本台帳法にもとづく住民票請求により対象者の予後 (生存、死亡) を確認し、前向きに追跡を行っている。今年度は、追跡を開始してから 29 年目にあたるが、このコホートより前の NIPPON DATA80 は、29 年目の追跡を実施し、追跡を終了したいきさつがある。従い、NIPPON DATA90 の追跡も、本年度に 29 年追跡を行った。

NIPPON DATA90 は、全国 300 地区から無作為に抽出された循環器疾患基礎調査対象者の追跡調査であり、これまで 9 割の高い追跡率で生活習慣とのかんれんを明らかにし、多くの研究成果がある。

#### 【調査方法】

全国において、前回からの 5 年間で数か所の市町村合併等が想定されるので、旧市町村名現市町村名の照合作業および住民票請求先役所の確定を要する。ただし、住民票 (除票) 請求の際の対象者の申請住所は旧市町村名のままとする。

追跡調査票 (以後、調査票) を役所ごとにまとめ、ベースライン調査時に付した個人 ID 順にならべ管理していく。各役所によって交付手数料が異なるので、役所ホームページや電話にて料金を調べる。交付手数料は、郵便為替で支払いを行った。

住民票 (除票) の写しの請求書類の発送は、依頼文と共に本研究の成果とその意義、この研究で明らかになったことを分かりやすくまとめた総説や新聞記事などを同封し、協力を得られるように工夫した。

住民票（除票）の写し請求の発送は、市町村からの問い合わせが予想されるため、北海道地方、東北地方、関東地方、・・・というように、日程をずらして発送を行った。発送は6月から開始した。

住民票（除票）の写しの受領および転記・入力作業を以下のように行った。

① 「調査票」への転記

- i. 住民票（除票）の氏名、性別、生年月日、住所を確認
- ii. 現住所での「在籍」が確認できた場合：追跡完了。追跡完了日を記入。
- iii. 現住所での「死亡」が確認できた場合：追跡完了。死亡年月日・死亡地住所・追跡完了日を記入。
- iv. 「転出」については、転出先住所を記入。転出先へ再度住民票（除票）の写しを請求する。
- v. 市町村役場による写し発行の拒否、職権消除、対象者不明等の何らかの理由によって確定できない場合は、その旨記入する。

② 転記済み事項の確認

調査票への転記事項に間違いがないかチェックし、裏面へ住民票（除票）の写しを貼付する。

③ データ管理用ファイルに内容を入力する。

④ 入力済み事項の確認

⑤ 個人ID順に調査票を綴じる。

**【調査に留意した点】**

前回の25年追跡時と同様、留意した点は、第三者が住民票請求時に本人への通知を行う市町村が出てきており、その対応を事務局が準備する必要が出てきている点である。

本人への通知方法は、どこの市町村役場がどのような形で導入しているかは、実際に個々住民票請求を行って見ないとわからないところがあるので、いくつかの対応パターンを想定し事務局のほうで対応策を練った。

研究班のホームページに、追跡調査を行う旨の通知を掲載した。研究班のスタンスは、「本研究は、本邦国民における循環器病など生活習慣病に影響する各種因子の解明という公益性のきわめて高いものであり、健康日本21をはじめ、これまでも様々な結果を社会に還元している」ことを重点にして理解を求めた。

## 【追跡結果】

NIPPON DATA90 の 29 年追跡対象者は、25 年の追跡結果より 5,469 名であった。

表に都道府県別の追跡結果をまとめた。

北海道は、住民票（除票）請求に対して拒否した自治体が多く、対象者の数にして 72 名分の予後が追跡できなかった。また該当者がいないとして不明で戻ってくる対象者も 7 名いた。請求した 32 市町村に対して、交付できたのは 22 市町村だった。北海道における追跡率は 68.8%であった。

東北地域での追跡は、全体で 98%であり、そのうち 5 県は全員の追跡ができた。

関東地域は、栃木県 71.4%、東京都 85.4%であったが、その他の都道府県は 90%を超えた。栃木県は 7 市町村中、5 市町村から交付を受けたが、不可だった自治体の対象者が 38 名と他の地区よりも高かったので、追跡率が 80%を割ってしまった。東京都は、これまでの追跡調査でも追跡率は低いほうであった。これは本人への通知を行う市町村があり、自治体の判断で交付できなかったことが原因と考えられる。関東全体では、93.8%の追跡率であった。

中部地域は、新潟県の追跡率が 53.3%と 47 都道府県で一番低かった。交付できた市町村も 15 市町村中 8 市町村と、約半分であった。対象者の数にして 98 名の予後が追跡できなかった。ついで石川県、福井県がそれぞれ、66.7%、75.0%であった。中部地域全体の追跡率は 90.2%であった。

近畿地域の追跡率は、90.4%で、前回の追跡で追跡率が低かった京都府が、今回 88.2%で高くなった。和歌山県は 75.0%であり、2 市町村が交付が不可であり、対象者の多く 25 人の追跡が出来なかった。

中国・四国地域は、岡山県、愛媛県が 6 割台と低かったが、他の都道府県は 8 割以上の追跡が出来た。九州・沖縄地域は、全体で 93.9%と高く、その中で熊本県が 75%であった。

全体の追跡率は、91.2%であった。

在籍生存者数：3,975 名、転居生存者数：260 名、死亡者数：569 名、不明回答：35 名、市町村住民票（除票）交付不可：629 名、職権消除：1 名であった。全国 578 市町村に交付請求を行い、527 市町村から交付を受けた。

次年度以降に、人口動態統計の二次利用申請を行い、死亡者に対する死亡原因を同定し、死因を追跡する予定である。

県名	市町村	交付可	不可	追跡率	対象者	在籍	転出	死亡	不明	拒否	職権消除
北海道	32	22	10	68.8%	233	115	9	30	7	72	
青森県	8	8		100.0%	64	55	2	7	0	0	0
岩手県	5	5		100.0%	49	32	7	10	0	0	0
宮城県	13	12	1	92.3%	130	111	6	12	0	1	0
秋田県	5	5		100.0%	16	14	2	0	0	0	0
山形県	7	7		100.0%	65	54	3	8	0	0	0
福島県	13	13		100.0%	204	171	10	22	0	0	1
(東北)	51	50	1	98.0%	528	437	30	59	0	1	1
茨城県	17	17		100.0%	209	169	5	35	0	0	0
栃木県	7	5	2	71.4%	93	45	4	6	0	38	0
群馬県	8	8		100.0%	148	126	6	16	0	0	0
埼玉県	31	31		100.0%	233	209	7	17	0	0	0
千葉県	25	24	1	96.0%	118	96	7	9	0	6	0
東京都	41	35	6	85.4%	356	250	23	31	0	52	0
神奈川県	32	31	1	96.9%	188	147	9	24	0	8	0
(関東)	161	151	10	93.8%	1345	1042	61	138	0	104	0
新潟県	15	8	7	53.3%	202	85	7	12	0	98	0
富山県	4	4		100.0%	24	22	0	2	0	0	0
石川県	3	2	1	66.7%	82	57	1	7	0	17	0
福井県	4	3	1	75.0%	94	40	5	6	4	39	0
山梨県	9	9		100.0%	66	58	0	8	0	0	0
長野県	8	8		100.0%	32	23	3	5	1	0	0
岐阜県	12	11	1	91.7%	144	131	3	9	0	1	0
静岡県	16	16		100.0%	177	143	10	24	0	0	0
愛知県	31	31		100.0%	313	257	21	35	0	0	0
(中部)	102	92	10	90.2%	1134	816	50	108	5	155	0
三重県	6	6		100.0%	82	75	0	7	0	0	0
滋賀県	5	4	1	80.0%	49	32	1	2	0	14	0
京都府	17	15	2	88.2%	161	95	6	18	15	27	0
大阪府	37	36	1	97.3%	244	186	24	33	0	1	0
兵庫県	24	20	4	83.3%	259	181	19	17	0	42	0
奈良県	7	7		100.0%	22	21	0	1	0	0	0
和歌山県	8	6	2	75.0%	70	32	2	11	0	25	0
(近畿)	104	94	10	90.4%	887	622	52	89	15	109	0
鳥取県	3	3		100.0%	40	35	3	2	0	0	0
島根県	4	4		100.0%	49	40	2	7	0	0	0
岡山県	5	3	2	60.0%	135	41	0	4	0	90	0
広島県	7	7		100.0%	63	50	3	10	0	0	0
山口県	6	5	1	83.3%	119	94	1	19	0	5	0
徳島県	5	5		100.0%	18	16	1	1	0	0	0
香川県	5	5		100.0%	77	69	1	7	0	0	0
愛媛県	3	2	1	66.7%	41	1	0	0	0	40	0
高知県	8	7	1	87.5%	46	30	1	4	0	11	0
(中国・四国)	46	41	5	89.1%	588	376	12	54	0	146	0
福岡県	25	24	1	96.0%	245	167	19	24	8	27	0
佐賀県	4	4		100.0%	31	26	0	5	0	0	0
長崎県	7	7		100.0%	93	75	5	13	0	0	0
熊本県	16	12	4	75.0%	122	85	6	16	0	15	0
大分県	5	5		100.0%	52	46	0	6	0	0	0
宮崎県	5	5		100.0%	51	39	5	7	0	0	0
鹿児島県	14	14		100.0%	130	103	7	20	0	0	0
沖縄県	6	6		100.0%	30	26	4	0	0	0	0
(九州・沖縄)	82	77	5	93.9%	754	567	46	91	8	42	0
総計	578	527	51	91.2%	5469	3975	260	569	35	629	1

令和 元 年 月 日

○ ○ 市役所  
住民課 御中

国立大学法人 滋賀医科大学  
社会医学講座公衆衛生学部門/アジア疫学研究センター  
教授/センター長 三浦 克之

厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「新旧(1980-2020年)のライフスタイルからみた国民代表集団  
大規模コホート研究：NIPPON DATA80/90/2010/2020  
(H30-循環器等-指定-002)」研究代表者

### 住民票（除票）の写しの交付について（申請）

私たちは、旧厚生省が1990年に実施した循環器疾患基礎調査受診者、約8,500人を対象とした大規模追跡・疫学研究(NIPPON DATA90)を、厚生労働省より研究補助を得た研究班として1995年より実施しております。この調査・研究の概要については同封の「公衆衛生情報」掲載の論文をご参照頂ければ幸いです。

本学術研究の目的は、本邦国民における循環器病など生活習慣病に影響する各種因子の解明という公益性のきわめて高いものであり、その成果はすでに学術雑誌をはじめ各種メディアで公表され、本邦の保健医療施策や国民への普及啓発に活用されています。

貴市町村にお住まいの本研究の対象者については、2015年の第5回の追跡調査の際に、貴市町村より住民票（除票）写しの交付をいただき、在籍状況を確認（以下、追跡調査）させていただきました。

前回の調査から4年後の本年(2019年)、本追跡調査対象者のその後の異動情報を確認するため、住民基本台帳法第12条の3に基づき住民票（除票）の写しの交付を申請いたします（第3者申請）。なお、本追跡調査は、厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「新旧(1980-2020年)のライフスタイルからみた国民代表集団大規模コホート研究：NIPPON DATA80/90/2010/2020（H30-循環器等-指定-002）」研究班として実施しております。

申請にあたり、本研究の主旨および方法につきまして下記のとおりご説明いたします。  
なにとぞご高配たまわりますよう、お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 申請の目的

本研究は、旧厚生省が1990年に実施した「第4次循環器疾患基礎調査」受診者の調査結果と、現在の生存あるいは死亡の情報を統計学的に分析することにより、本邦国民における循環器病などの生活習慣病に関連する要因を解明し、生活習慣病の予防施策立案に資することを目的としており、きわめて公益性の高いものであります。

この目的達成のため、住民票を手がかりに、追跡対象者が現在貴市町村に在籍されてい

るのか（生存）、死亡されているのか、あるいは転出されたのか（除票）を確認させていただいております。この調査手順は、過去5回の追跡調査時（1995年、2000年、2005年、2010年、2015年）とまったく同様です。

なお、循環器疾患基礎調査の対象地区は、1990年度厚生統計標本地区調査により設定された単位区より無作為に抽出された全国の300単位区です。この300単位区の全居住者のうち、1990年11月1日現在で満30歳以上であった者全員を循環器疾患基礎調査の対象者としています。

## 2. 研究班名

厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）

循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業

「新旧(1980-2020年)のライフスタイルからみた国民代表集団大規模コホート研究：

NIPPON DATA80/90/2010/2020（H30-循環器等-指定-002）」

研究代表者 国立大学法人滋賀医科大学

社会医学講座公衆衛生学部門／アジア疫学研究センター

教授 三浦 克之（みうら かつゆき）

（資料として、厚生労働行政推進調査事業費補助金交付申請書および同交付決定通知書の写しを同封しています）

## 3. 申請者 氏名 三浦 克之（みうら かつゆき）

生年月日

住所

（本人確認の資料として住民基本台帳カードの写しを同封しています）

## 4. 住民票（除票）を必要とする追跡対象者

別紙（循環器疾患基礎調査受診者の一覧）を参照ください。

## 5. 交付書類の送付先

〒520-8790 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人 滋賀医科大学 社会医学講座公衆衛生学部門

教授 三浦 克之 宛

送付先が申請者の住所と異なる理由

交付された書類による情報は、統計学的に処理し研究に活用することを申請目的としております。このため、申請者の研究実施場所（上記）への送付をお願いいたします。

## 6. 調査事項の利用範囲

本調査により知りえた事項は、本研究目的のために利用するほかには一切使用しません。また、調査対象者氏名、住所など交付された書類により知りえた内容については、如何なる者にも遺漏しません。本申請は、純粋に学術目的であり、きわめて公益性の高い研究目的によるものです。

なお、本研究による成果は、健康増進法(平成15年5月1日施行)の中核であり、厚生労働省が推進する国民健康作り運動である「健康日本21」の目標値設定のための基礎資料として活用されております。下記、厚生労働省のホームページをご覧ください。「健康日本21」、

「健康日本21(第二次)」の循環器疾患予防対策の根拠として、本研究(NIPPON DATA)の成果が引用されています。

[http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21\\_11/b8f.html](http://www1.mhlw.go.jp/topics/kenko21_11/b8f.html)

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf)

#### 7. 交付された書類の最終処理

- (1) 保管場所 国立大学法人 滋賀医科大学内の施錠した保管庫内
- (2) 保管責任者 三浦 克之
- (3) 保管期間 研究終了後 1 年以内
- (4) 保管期間後の処理 滋賀医科大学と機密保持契約を結んだ製紙会社に搬入し、溶解処理されます。

#### 8. お願い

除票の保管期間は5年とされていますが、保管期間を過ぎた除票につきましても調査可能でしたら、交付いただければ幸いです。

#### 9. 手数料

定額小為替で 円 ( 名分) を同封しています。

#### 10. その他の追記事項

- (1) 本研究の実施計画につきましては、国立大学法人滋賀医科大学倫理委員会の審査を受け、承認を得ています(第R2005-021号 令和元年7月19日)。
- (2) 申請者は国立大学法人に所属する学術研究を行う者です。追跡対象者の個人情報は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に則り厳重に管理することを誓約いたします。
- (3) 今回、住民票の写しの交付を申請する追跡対象者につきましては、前回の追跡調査実施時(2015年)にも、貴市町村あるいは合併前の旧市町村より住民票写しを交付いただいたことを申し添えます。
- (4) 本研究の倫理的配慮については別紙1をご参照ください。

#### 11. 本申請についての照会先

〒520-2192 滋賀県大津市瀬田月輪町

国立大学法人滋賀医科大学社会医学講座公衆衛生学部門 船木・大原・近藤・門田  
市町村からの問い合わせ先 TEL 077-548-3659 FAX 077-543-4800

(その他の方からの問い合わせ先 TEL 077-543-9732)

#### 12. 理由書送付のお願い(交付不可の場合)

上記の状況を鑑みて、追跡対象者の住民票の写しの交付を是非にお願いするところですが、交付ができないと考えられる場合には、ご面倒ですが、別紙理由書に交付不可の理由をご記入の上、手数料(定額小為替)、対象者リストとともにご返送くださるようお願いいたします。

以上

同封書類等

- (1) 別紙1：NIPPON DATA90追跡調査における倫理的配慮について
- (2) 住民票（除票）を必要とする対象者一覧
- (3) 住民基本台帳カードの写し（三浦克之）
- (4) 国立大学法人 滋賀医科大学職員証（三浦克之）
- (5) 平成31年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金交付申請書（写し）
- (6) 平成31年度 厚生労働行政推進調査事業費補助金交付決定通知書（写し）
- (7) 資料：厚生労働行政推進調査事業費補助金（指定研究）  
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業  
「新旧（1980-2020年）のライフスタイルからみた国民代表集団大規模コホート研究：  
NIPPON DATA80/90/2010/2020（H30－循環器等－指定－002）」研究組織
- (8) 現在事項全部証明書（国立大学法人滋賀医科大学）
- (9) 資料：「国民代表集団のコホート研究 NIPPON DATA」「NIPPON DATAが明らかにした  
日本人の循環器危険因子」「NIPPON DATAリスク評価チャートの活用」  
「NIPPON DATAが明らかにした介護予防のエビデンス」公衆衛生情報  
（日本公衆衛生協会発行）2012年
- (10) 資料：中日新聞記事「病死リスク食生活ごと」（2019年5月9日付）
- (11) 定額小為替
- (12) 交付不可の場合の理由書
- (13) 住民票（除票）の写し 返送用封筒